

令和3年4月20日

生徒・保護者の皆様

県立港北高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間中等における教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除後、3月22日から概ね1ヶ月間について、段階的緩和期間としておりましたが、この度、国の特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、県教育委員会では4月16日付け通知により、新たに4月20日から5月11日まで、引き続き次の通り対応することとなりました。

〈まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動〉

ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

《具体的な対応等》

ア 基本的な対応について

○生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

○まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

○まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

○まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

○まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

オ P T A活動について

○ P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

*5月12日以降の学習活動、部活動等については、改めてお知らせします。

※本校においては、5月21日（金）までの間、これまでと同様に朝のS H Rは9時、授業開始は9時10分とします。授業時間については、50分授業を継続してまいります。朝の健康観察も継続します。なお、今後変更する場合は改めてお知らせします。

※神奈川県内においても感染者数は再び増加傾向にあり、家庭内による感染も懸念されています。については、校内における感染拡大の未然防止に向けて、次のような場合は登校を控えるとともに、速やかに学校へご連絡ください。その場合は出席停止等の扱いとなります。ご理解とご協力をお願いします。

○発熱等の風邪症状や、味覚臭覚の異常、強い倦怠感等があるなど、新型コロナウイルス感染症罹患の可能性がある場合。

○濃厚接触者として認定されたり、PCR検査を受ける、または受ける予定となった場合

○家族（同居人等）が、新型コロナウイルスに罹患、濃厚接触者、PCR検査を受ける、または受ける予定となった場合

問合せ先

教頭 浦

電話 (045) 541-6252 (直通)